

平成22年10月26日

入札制度の変更について

平成22年11月1日から，工事案件について，次のとおり入札制度を変更しますので，入札の参加に当たっては御留意ください。

1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の変更

平成22年11月1日以降に公告する案件から，低入札価格調査基準額及び最低制限価格の算出方法を次のとおりとします。

低入札価格調査基準額及び最低制限価格の算出方法

低入札価格調査基準額及び最低制限価格は，予定価格（税抜き）（以下「予定価格」という。）の内訳に対し，直接工事費の95%，共通仮設費の90%，現場管理費の70%，一般管理費の30%（諸経費として一括して計上する場合には，45%）で算出した額（各算出額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額）の合計金額とします。ただし，その額が，予定価格の90%を超える場合にあっては，予定価格の90%，予定価格の70%に満たない場合にあっては，予定価格の70%で算出した額（その金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額）とします。

2 工事成績による入札制限の変更

平成22年11月1日以降に公告する案件から，工事成績が悪い場合の入札制限の期間を次のとおりとします。

- (1) 工事成績が60点未満の場合又は低入札価格調査の対象となり落札した案件の工事成績が65点未満の場合
6か月間 3か月間
- (2) 工事成績が60点以上65点未満の場合
3か月間 2か月間

「工事成績」とは，柏市（柏市水道部を除く。）が発注した案件の建設工事の成績を言います。